

2017. 10. 16

## 諏訪保健所管内の生産者が出荷した「ほうれんそう」から 基準を超える農薬インドキサカルブが検出されたことから 出荷者に対して当該品の回収を命じました

諏訪保健所管内の生産者が出荷した「ほうれんそう」を環境保全研究所で検査したところ、基準を超える農薬インドキサカルブが検出されたため、本日、諏訪保健所は出荷者に対して食品衛生法違反として当該品の回収を命じました。

### 【違反食品の概要】

- 名 称 ほうれんそう
- 包装形態等 ダンボール箱詰め（合成樹脂包装 20 束入）
- 対 象 平成 29 年 10 月 11 日（水）に出荷された 10 箱

### 【検査結果等】

- 収去年月日 平成 29 年 10 月 11 日（水）
- 違反確定年月日 平成 29 年 10 月 16 日（月）
- 検 査 結 果 インドキサカルブ 0.03ppm 検出  
（基準値：一律基準 0.01ppm）
- 検 査 機 関 長野県環境保全研究所

### 【違反内容】

食品衛生法第 11 条第 3 項違反

### 【措置内容】

食品衛生法第 54 条第 1 項の規定による回収命令

### 【その他】

当該出荷者は、10 月 12 日（木）からほうれんそうの出荷を自粛しています。

今回の命令の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/kaisyu171016.html>

### 【参考】

インドキサカルブとは

オキサジアン系の殺虫剤でキャベツ、はくさい及びだいこん等に使用が認められています。

今回の検出量は、体重 50kg の人が毎日約 8.7kg ずつこの「ほうれんそう」を一生涯食べ続けても健康に影響することはない量です。

### ●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口